

自己資本の充実

(自己資本比率規制の第3の柱(市場規律)に基づく開示)

Contents

自己資本の構成に関する開示事項	39
------------------------	-----------

定性的な開示事項	43
-----------------	-----------

定量的な開示事項	46
-----------------	-----------

連結情報	46
------	----

単体情報	55
------	----

報酬等に関する開示事項	64
--------------------	-----------

当行は、銀行法施行規則（1982年大蔵省令第10号）第19条の2第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（自己資本比率規制の第3の柱（市場規律））として、事業年度の開示事項を、本資料で開示しております。

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（2006年金融庁告示第19号。以下「自己資本比率告示」という。）に定められた算式に基づき、算出しております。

また、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法（注）を採用しております。

（注）標準的手法とは、あらかじめ監督当局が設定したリスク・ウェイトを使用して信用リスク・アセットを算出する手法のことです。